新旧対照表（千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| 千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 | 千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 |
| 第１章・第２章（略）第３章　介護予防訪問入浴第１節　基本方針第４７条・第４８条（略）（管理者）第４９条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。第３節（略）第４節　運営に関する基準　（内容及び手続の説明並びに同意）第５０条の２（略）２（略）（１）（略）（２）**磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物**をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法　第５０条の３～第５４条の３（略）（掲示）第５４条の４　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第５４条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる**重要事項を**掲示しなければならない。２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。（新設）第５４条の５～第５４条の１１　（略）（記録の整備）第５５条（略）２（略）（１）第５０条の１３第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録（新設）**（２）**第５１条の３**に規定する**市町村への通知に係る記録**（３）**第５４条の８第２項**に規定する**苦情の内容等の記録**（４）**第５４条の１０第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第５６条～第５７条　（略）（指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針）第５８条（略）（１）・（２）（略）（新設）（新設）**（３）**～**（５）**（略）第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準第５９条（略）（管理者）第６０条　基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。第６１条・第６２条　（略）第４章　介護予防訪問看護第１節　基本方針第６３条・第６４条（略）（管理者）第６５条　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。２・３（略）第３節　設備に関する基準第６６条（略）第４節　運営に関する基準第６７条～第７２条（略）（記録の整備）第７３条（略）２（略）（１）～（３）（略）（４）次条において準用する第５０条の１３第２項**に規定する**　提供した具体的なサービスの内容等の記録（新設）**（５）**次条において準用する第５１条の３**に規定する**　市町村への通知に係る記録**（６）**次条において準用する第５４条の８第２項**に規定する**　苦情の内容等の記録**（７）**次条において準用する第５４条の１０第２項**に規定する**　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第７４条・第７５条（略）（指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針）第７６条　看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第６３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。（１）～（７）（略）（新設）**（８）**～**（13）**（略）**（14）**第１号から**第１２号**までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。**（15）**当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第２号から第６号まで**及び第１０号から第１４号**までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（**第８６条第１０号及び第９５条第２項第７号**において「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。　（主治の医師との関係）第７７条　（略）２・３　（略）４　**前条第１５号**の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。第５章　介護予防訪問リハビリテーション第１節（略）第２節　人員に関する基準第７９条（略）２（略）（新設）**３**　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（千葉市指定居宅サービス等条例第８０条第１項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。次条第２項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（千葉市指定居宅サービス等条例第７９条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。次条第２項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定居宅サービス等条例第８０条第１項**に規定する人員**に関する基準を満たすことをもって**、第１項**に規定する基準を満たしているものとみなす。第３節（略）第４節　運営に関する基準第８１条・第８２条　（略）（記録の整備）第８３条（略）２（略）（１）（略）（２）次条において準用する第５０条の１３第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録（新設）**（３）**次条において準用する第５１条の３**に規定する**市町村への通知に係る記録**（４）**次条において準用する第５４条の８第２項**に規定する**苦情の内容等の記録**（５）**次条において準用する第５４条の１０第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第８４条（略）第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第８５条（略）（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）第８６条（略）（１）指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例**第４条**に規定する担当職員　　　　　　　　　　　、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第８条の２第１６項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。（２）～（４）（略）（新設）**（５）**（略）**（６）**指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第１１７条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第１２５条第２号から**第５号**までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第２号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。**（７）**・**（８）**（略）（新設）（新設）**（９）**～**（13）**（略）**（14）**第１号から**第１２号**までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。第６章　介護予防居宅療養管理指導第１節～第３節（略）第４節　運営に関する基準第９０条・第９１条　（略）（記録の整備）第９２条　（略）２（略）（１）次条において準用する第５０条の１３第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録（新設）**（２）**次条において準用する第５１条の３**に規定する**市町村への通知に係る記録**（３）**次条において準用する第５４条の８第２項**に規定する**苦情の内容等の記録**（４）**次条において準用する第５４条の１０第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第９３条・第９４条（略）（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針）第９５条（略）（１）・（２）（略）（新設）（新設）**（３）前号**に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。**（４）**～**（７）**（略）２（略）（１）・（２）（略）（新設）（新設）**（３）**～**（７）**（略）３（略）（１）・（２）（略）（新規）（新規）**（３）**・**（４）**（略）第８章　介護予防通所リハビリテーション第１節（略）第２節　人員に関する基準第１１７条（略）２・３　（略）（新設）**４**指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定居宅サービス等条例第１３６条第１項から**第３項**までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、**前３項**に規定する基準を満たしているものとみなす。第３節　設備に関する基準第１１８条～１２１条（略）（記録の整備）第１２２条（略）２（略）（１）（略）（２）次条において準用する第５０条の１３第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録（新設）**（３）**次条において準用する第５１条の３**に規定する**市町村への通知に係る記録**（４）**次条において準用する第５４条の８第２項**に規定する**苦情の内容等の記録**（５）**次条において準用する第５４条の１０第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第１２３条・１２４条（略）（指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針）第１２５条（略）（１）～（４）（略）（新設）**（５）**（略）**（６）**指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第８６条第２号から**第５号**までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第２号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。**（７）**・**（８）**（略）（新設）（新設）**（９）**～**（12）**（略）**（13）**第１号から**第１１号**までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。第１２６条・第１２７条（略）第９章　介護予防短期入所生活介護第１節（略）第２節　人員に関する基準第１２８条・第１２９条（略）（管理者）第１３０条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。第３節（略）第４節　運営に関する基準第１３３条～第１３５条（略）（身体的拘束等の禁止）第１３６条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）**を行ってはならない。２（略）（新設）第１３７条・第１３８条（略）（定員の遵守）第１３９条（略）２　利用者の状況又は当該利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例**第４条**に規定する担当職員　　　　　　　　　　　　　　　　　　が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、**前項各号**に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。第１３９条の２・第１４０条（略）（新設）（記録の整備）第１４１条（略）２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。（１）（略）（２）次条において準用する第５０条の１３第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録（３）第１３６条第２項**に規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（４）次条において準用する第５１条の３**に規定する**市町村への通知に係る記録（５）次条において準用する第５４条の８第２項**に規定する**苦情の内容等の記録（６）次条において準用する第５４条の１０第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第１４２条（略）第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（略）第６節　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準　第１款～第２款（略）　第３款　運営に関する基準第１５５条・第１５６条（略）（勤務体制の確保等）第１５７条（略）２～４（略）（新設）**５**（略）第１５８条・第１５９条（略）第４款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（略）　　第７節　共生型介護予防サービスに関する基準（略）　　　　　第８節　基準該当介護予防サービスに関する基準第１６５条・第１６６条（略）（管理者）第１６７条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。第１６８条～第１７１条（略）第１０章　介護予防短期入所療養介護第１７２条　（略）第２節　人員に関する基準第１７３条（略）（１）・（２）（略）（３）診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者**及び入院患者**の数が３又はその端数を増すごとに１以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を１人以上配置していること。（４）（略）２（略）　　　　第３節　設備に関する基準第１７４条　指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。（１）介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（**千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成２４年千葉市条例第６１号）**第４２条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。第１９１条第１項第１号及び第１９５条第１号において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。（２）・（３）（略）（４）介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（**千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成２４年千葉市条例第６２号）**第４３条に規定するユニット型介護医療院をいう。第１９１条第１項及び第１９５条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。２・３（略）（対象者）第１７５条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室**、診療所**の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室**又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）**において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。第１７６条（略）（身体的拘束等の禁止）第１７７条（略）２（略）（新設）第１７８条　（略）（定員の遵守）第１７９条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。（１）（略）（２）療養病床を有する病院**若しくは**診療所**又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院**である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、**療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟**に係る病床数及び**療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟**に係る病室の定員を超えることとなる利用者数（３）・（４）（略）（記録の整備）第１８０条（略）２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。（１）（略）（２）次条において準用する第５０条の１３第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録（３）第１７７条第２項**に規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（４）次条において準用する第５１条の３**に規定する**市町村への通知に係る記録（５）次条において準用する第５４条の８第２項**に規定する**苦情の内容等の記録（６）次条において準用する第５４条の１０第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（準用）第１８１条　第５０条の３から第５０条の７まで、第５０条の９、第５０条の１０、第５０条の１３、第５１条の２、第５１条の３、第５３条、第５４条の２の２、第５４条の４、第５４条の５、第５４条の７から第５４条の１１まで（第５４条の９第２項を除く。）、第１２０条の２、第１２０条の４、第１２１条、第１３３条、第１３４条第２項**及び第１４０条**の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第５４条の２の２第２項、第５４条の４第１項並びに第５４条の１０の２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第５４条の４第１項中「第５４条」とあるのは「第１７８条」と、第１２０条の２第３項及び第４項並びに第１２１条第２項第１号及び第３号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第１３３条第１項中「第１３８条」とあるのは「第１７８条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。第１８２条～第１９０条　（略）第１９１条　**ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の**事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、**次のとおり**とする。**（１）介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。****（２）療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の法（以下この項において「平成１８年旧介護保険法」という。）に規定する指定介護療養型医療施設（平成１８年旧介護保険法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。次号において同じ。）として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成３０年千葉市条例第８号）第６条の規定による改正前の千葉市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年千葉市条例第６２号）第４１条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。次号において同じ。）（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。****（３）療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、平成１８年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。****（４）介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。**（新設）（新設）（新設）**２**　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（千葉市指定居宅サービス等条例第２０６条第１項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（千葉市指定居宅サービス等条例第２０４条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。第１９５条において同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定居宅サービス等条例**第２０６条第１項に規定する設備**に関する基準を満たすことをもって、**前項**に規定する基準を満たしているものとみなす。第１９２条～第１９３条（略）（勤務体制の確保等）第１９４条（略）２～４（略）（新設）**５**（略）第１９５条～第２０２条　（略）第１１章　介護予防特定施設入居者生活介護第１節　基本方針　（略）第２節　人員に関する基準（従業員の員数）第２０３条　（略）２～８　（略）（新設）（管理者）第２０４条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。第３節　設備に関する基準（略）第４節　運営に関する基準第２０６条～第２１０条　（略）（新設）第２１１～２１３条　（略）（協力医療機関等）第２１４条　（略）（新設）（新設）（新設）（新設）（新設）**２**（略）第２１５条（略）（記録の整備）第２１６条（略）２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。（１）（略）（２）第２０９条第２項**に規定する**　提供した具体的なサービスの内容等の記録（３）第２１１条第２項**に規定する**　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（４）第２１３条第３項**に規定する**　結果等の記録（５）次条において準用する第５１条の３**に規定する**　市町村への通知に係る記録（６）次条において準用する第５４条の８第２項**に規定する**　苦情の内容等の記録（７）次条において準用する第５４条の１０第２項**に規定する**　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（準用）第２１７条　第５０条の５、第５０条の６、第５１条の２から第５２条まで、第５４条の２の２、第５４条の４から第５４条の１１まで**（第５４条の９第２項を除く。）**、第１２０条の４**及び第１３９条の２**の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第５２条、第５４条の２の２第２項、第５４条の１０の２第１号及び第３号**並びに第５４条の４第１項**中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、**同項**中「第５４条」とあるのは「第２１２条」と、第１３９条の２第２項第１号及び第３号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。第５節　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準第１款（略）第２款　人員に関する基準（管理者）第２２８条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。第３款（略）第４款　運営に関する基準第２３０～２３２条　（略）（記録の整備）第２３３条　（略）２　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。（１）（略）（２）第２３５条第２項**に規定する**　受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録（３）前条第８項**に規定する**　結果等の記録（４）次条において準用する第５１条の３**に規定する**　市町村への通知に係る記録（５）次条において準用する第５４条の８第２項**に規定する**　苦情の内容等の記録（６）次条において準用する第５４条の１０第２項**に規定する**　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（７）次条において準用する第２０９条第２項**に規定する**　提供した具体的なサービスの内容等の記録（８）次条において準用する第２１１条第２項**に規定する**　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（９）次条において準用する第２１３条第３項**に規定する**　結果等の記録（準用）第２３４条　第５０条の５、第５０条の６、第５１条の２から第５３条まで、第５４条の２の２、第５４条の４から第５４条の１１まで**（第５４条の９第２項を除く。）**、第１２０条の４、第１３９条の２、第２０７条、第２０９条**から****第２１１条まで**及び第２１３条から第２１５条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第５２条、第５４条の２の２第２項並びに第５４条の１０の２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第５４条の４第１項中「第５４条」とあるのは「第２３１条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第５４条の６中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第１３９条の２第２項第１号及び第３号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第２０９条第２項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第２１３条第１項から第３項までの規定中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。第５款（略）第１２章　介護予防福祉用具貸与第１節（略）第２節　人員に関する基準（福祉用具専門相談員の員数）第２３８条　指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令　　　　　　　　　　第４条第１項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。２（略）（管理者）第２３９条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。第２４０条　（略）第４節　運営に関する基準第２４１条～２４５条　（略）（掲示及び目録の備え付け）第２４６条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第２４２条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる**重要事項を**掲示しなければならない。２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、**前項に規定する事項**を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。（新設）**３**（略）（記録の整備）第２４７条（略）２（略）（１）次条において準用する第５０条の１３第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録（新設）**（２）**第２４５条第４項**に規定する**結果等の記録**（３）**次条において準用する第５１条の３**に規定する**市町村への通知に係る記録**（４）**次条において準用する第５４条の８第２項**に規定する**苦情の内容等の記録**（５）**次条において準用する第５４条の１０第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録**（６）**（略）第２４８条～第２４９条　（略）（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）第２５０条（略）（１）～（３）　（略）（新設）**（４）～（６）**　（略）（新設）（新設）**（７）**（略）（介護予防福祉用具貸与計画の作成）第２５１条　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間　　　　　　　　等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第２６５条第１項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。２～４（略）５　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、**当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）**を行うものとする。６～８（略）第６節（略）第１３章　特定介護予防福祉用具販売第１節（略）第２節　人員に関する基準第２５５条　（略）（管理者）第２５６条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。第３節（略）第４節　運営に関する基準第２５８条～第２６０条　（略）（記録の整備）第２６１条（略）２（略）（１）第２５８条**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録（新設）**（２）**次条において準用する第５１条の３**に規定する**市町村への通知に係る記録**（３）**次条において準用する第５４条の８第２項**に規定する**苦情の内容等の記録**（４）**次条において準用する第５４条の１０第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録**（５）**（略）第２６２条・第２６３条　（略）（指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針）第２６４条（略）（１）・（２）（略）（新設）**（３）**・**（４）**（略）（新設）（新規）（新規）**（５）**（略）（特定介護予防福祉用具販売計画の作成）第２６５条（略）２～４（略）（新設）　　　第１４章　雑則（電磁的記録等）第２６６条　指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第５０条の５第１項(第６２条、第７４条、第８４条、第９３条、第１２３条、第１４２条(第１５９条において準用する場合を含む。)、第１６４条の３、第１７１条、第１８１条(第１９６条において準用する場合を含む。)、第２１７条、第２３４条、第２４８条、第２５３条及び第２６２条において準用する場合を含む。)及び第２０９条第１項(第２３４条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）**により行うことができる。２（略）第２６７条（略） | 第１章・第２章（略）第３章　介護予防訪問入浴第１節　基本方針第４７条・第４８条（略）（管理者）第４９条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。第３節（略）第４節　運営に関する基準　（内容及び手続の説明並びに同意）第５０条の２（略）２（略）（１）（略）（２）**電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第２６６条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）**をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法第５０条の３～第５４条の３（略）（掲示）第５４条の４　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第５４条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項**（以下この条において単に「重要事項」という。）を**掲示しなければならない。２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、**重要事項**　　　　　を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。**３**　**指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。**第５４条の５～第５４条の１１　（略）（記録の整備）第５５条（略）２（略）（１）第５０条の１３第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録**（２）第５８条第４号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録****（３）**第５１条の３**の規定による**市町村への通知に係る記録**（４）**第５４条の８第２項**の規定による**苦情の内容等の記録**（５）**第５４条の１０第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第５６条～第５７条　（略）（指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針）第５８条（略）（１）・（２）（略）**（３）指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。****（４）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。****（５）**～**（７）**（略）第６節　基準該当介護予防サービスに関する基準第５９条（略）（管理者）第６０条　基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。第６１条・第６２条　（略）第４章　介護予防訪問看護第１節　基本方針第６３条・第６４条（略）（管理者）第６５条　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。２・３（略）第３節　設備に関する基準第６６条（略）第４節　運営に関する基準第６７条～第７２条（略）（記録の整備）第７３条（略）２（略）（１）～（３）（略）（４）次条において準用する第５０条の１３第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録**（５）第７６条第９号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録****（６）**次条において準用する第５１条の３**の規定による**市町村への通知に係る記録**（７）**次条において準用する第５４条の８第２項**の規定による**苦情の内容等の記録**（８）**次条において準用する第５４条の１０第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第７４条・第７５条（略）（指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針）第７６条　看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第６３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。（１）～（７）（略）**（８）指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。****（９）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。****（10）**～**（15）**（略）**（16）**第１号から**第１４号**までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。**（17）**当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第２号から第６号まで**、第９号及び第１２号から前号**までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（**第８６条第１３号並びに第９５条第２項第９号及び第３項第６号**において「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。　（主治の医師との関係）第７７条　（略）２・３　（略）４　**前条第１７号**の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。第５章　介護予防訪問リハビリテーション第１節（略）第２節　人員に関する基準第７９条（略）２（略）**３　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第１１５条の１１の規定により準用される法第７２条第１項の規定により法第５３条第１項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、****千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成２４年千葉市条例第６１号。第１１７条第４項及び第１７４条第１項第１号において「千葉市介護老人保健施設条例」という。）第３条又は****千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成２４年千葉市条例第６２号。第１１７条第４項及び第１７４条第１項第４号において「千葉市介護医療院条例」という。）第４条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。****４**　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（千葉市指定居宅サービス等条例第８０条第１項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。次条第２項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（千葉市指定居宅サービス等条例第７９条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。次条第２項において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定居宅サービス等条例第８０条第１項**から第３項までに規定する人員**に関する基準を満たすことをもって**、前３項**に規定する基準を満たしているものとみなす。第３節（略）第４節　運営に関する基準第８１条・第８２条　（略）（記録の整備）第８３条（略）２（略）（１）（略）（２）次条において準用する第５０条の１３第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録**（３）第８６条第１１号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録****（４）**次条において準用する第５１条の３**の規定による**市町村への通知に係る記録**（５）**次条において準用する第５４条の８第２項**の規定による**苦情の内容等の記録**（６）**次条において準用する第５４条の１０第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第８４条（略）第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第８５条（略）（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）第８６条（略）（１）指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例**第４条第１項**に規定する担当職員**及び同条第２項に規定する介護支援専門員**、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第８条の２第１６項に規定する指定介護予防サービス等をいう。**第２５０条第４号及び第２６４条第３号において同じ。**）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。（２）～（４）（略）**（５）医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。****（６）**（略）**（７）**指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第１１７条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第１２５条第２号から**第６号**までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第２号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。**（８）**・**（９）**（略）**（10）指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。****（11）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。****（12）**～**（16）**（略）**（17）**第１号から**第１５号**までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。第６章　介護予防居宅療養管理指導第１節～第３節（略）第４節　運営に関する基準第９０条・第９１条　（略）（記録の整備）第９２条　（略）２（略）（１）次条において準用する第５０条の１３第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録**（２）第９５条第１項第４号、第２項第４号及び第３項第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録****（３）**次条において準用する第５１条の３**の規定による**市町村への通知に係る記録**（４）**次条において準用する第５４条の８第２項**の規定による**苦情の内容等の記録**（５）**次条において準用する第５４条の１０第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第９３条・第９４条（略）（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針）第９５条（略）（１）・（２）（略）**（３）指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。****（４）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。****（５）第２号**に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。**（６）**～**（９）**（略）２（略）（１）・（２）（略）**（３）指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。****（４）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。****（５）**～**（９）**（略）３（略）（１）・（２）（略）**（３）指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。****（４）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身　の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。****（５）**・**（６）**（略）第８章　介護予防通所リハビリテーション第１節（略）第２節　人員に関する基準第１１７条（略）２・３（略）**４　指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第１１５条の１１の規定により準用される法第７２条第１項の規定により法第５３条第１項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、千葉市介護老人保健施設条例第３条又は千葉市介護医療院条例第４条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。****５**指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定居宅サービス等条例第１３６条第１項から**第４項**までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、**前各項**に規定する基準を満たしているものとみなす。第３節　設備に関する基準第１１８条～１２１条（略）（記録の整備）第１２２条（略）２（略）（１）（略）（２）次条において準用する第５０条の１３第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録**（３）第１２５条第１１号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録****（４）**次条において準用する第５１条の３**の規定による**市町村への通知に係る記録**（５）**次条において準用する第５４条の８第２項**の規定による**苦情の内容等の記録**（６）**次条において準用する第５４条の１０第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第１２３条・１２４条（略）（指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針）第１２５条（略）（１）～（４）（略）**（５）医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。****（６）**（略）**（７）**指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第８６条第２号から**第６号**までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第２号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなす。**（８）**・**（９）**（略）**（10）指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。****（11）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。****（12）**～**（15）**（略）**（16）**第１号から**第１４号**までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。第１２６条・第１２７条（略）第９章　介護予防短期入所生活介護第１節（略）第２節　人員に関する基準第１２８条・第１２９条（略）（管理者）第１３０条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。第３節（略）第４節　運営に関する基準第１３３条～第１３５条（略）（身体的拘束等の禁止）第１３６条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等**を行ってはならない。２（略）**３　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。****（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。****（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。****（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。**第１３７条・第１３８条（略）（定員の遵守）第１３９条（略）２　利用者の状況又は当該利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例**第４条第１項**に規定する担当職員**及び同条第２項に規定する介護支援専門員**が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、**同項各号**に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。第１３９条の２・第１４０条（略）**（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）****第１４０条の２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。**（記録の整備）第１４１条（略）２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。（１）（略）（２）次条において準用する第５０条の１３第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録（３）第１３６条第２項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（４）次条において準用する第５１条の３**の規定による**市町村への通知に係る記録（５）次条において準用する第５４条の８第２項**の規定による**苦情の内容等の記録（６）次条において準用する第５４条の１０第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第１４２条（略）第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（略）第６節　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準　第１款～第２款（略）　第３款　運営に関する基準第１５５条・第１５６条（略）（勤務体制の確保等）第１５７条（略）２～４（略）**５　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。****６**（略）第１５８条・第１５９条（略）第４款　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（略）　　　　　第７節　共生型介護予防サービスに関する基準（略）　　　　　第８節　基準該当介護予防サービスに関する基準第１６５条・第１６６条（略）（管理者）第１６７条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。第１６８条～第１７１条（略）第１０章　介護予防短期入所療養介護第１７２条（略）第２節　人員に関する基準第１７３条（略）（１）・（２）（略）（３）診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者　　　　　　の数が３又はその端数を増すごとに１以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を１人以上配置していること。（４）（略）２（略）　　　　第３節　設備に関する基準第１７４条　指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。（１）介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（**千葉市介護老人保健施設条例**第４２条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。第１９１条第１項第１号及び第１９５条第１号において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。（２）・（３）（略）（４）介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（**千葉市介護医療院条例**第４３条に規定するユニット型介護医療院をいう。第１９１条第１項及び第１９５条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。２・３（略）（対象者）第１７５条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室**又は診療所**の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。第１７６条（略）（身体的拘束等の禁止）第１７７条（略）２（略）**３　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。****（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。****（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。****（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。**第１７８条　（略）（定員の遵守）第１７９条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。（１）（略）（２）療養病床を有する病院**又は**診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、**療養病床**に係る病床数及び**療養病床**に係る病室の定員を超えることとなる利用者数（３）・（４）（略）（記録の整備）第１８０条（略）２　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。（１）（略）（２）次条において準用する第５０条の１３第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録（３）第１７７条第２項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（４）次条において準用する第５１条の３**の規定による**市町村への通知に係る記録（５）次条において準用する第５４条の８第２項**の規定による**苦情の内容等の記録（６）次条において準用する第５４条の１０第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（準用）第１８１条　第５０条の３から第５０条の７まで、第５０条の９、第５０条の１０、第５０条の１３、第５１条の２、第５１条の３、第５３条、第５４条の２の２、第５４条の４、第５４条の５、第５４条の７から第５４条の１１まで（第５４条の９第２項を除く。）、第１２０条の２、第１２０条の４、第１２１条、第１３３条、第１３４条第２項**、第１４０条及び第１４０条の２**の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第５４条の２の２第２項、第５４条の４第１項並びに第５４条の１０の２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第５４条の４第１項中「第５４条」とあるのは「第１７８条」と、第１２０条の２第３項及び第４項並びに第１２１条第２項第１号及び第３号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第１３３条第１項中「第１３８条」とあるのは「第１７８条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。第１８２条～第１９０条　（略）第１９１条　**介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の**事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、**法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること**とする。（削る）（削る）（削る）（削る）**２　療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。****（１）療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。****（２）療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。****ア　ユニット****（ア）病室****ａ　一の病室の定員は、１人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができること。****ｂ　病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね１０人以下とし、１５人を超えないものとすること。****ｃ　一の病室の床面積等は、１０．６５平方メートル以上とすること。ただし、ａただし書の場合にあっては、２１．３平方メートル以上とすること。****ｄ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。****（イ）共同生活室****ａ　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。****ｂ　一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。****ｃ　必要な設備及び備品を備えること。****（ウ）洗面設備****ａ　病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。****ｂ　身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。****（エ）便所****ａ　病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。****ｂ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。****イ　廊下幅****１．８メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、２．７メートル以上とすること。****ウ　機能訓練室****内法による測定で４０平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。****エ　浴室****身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。****（３）前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。****（４）第２号ア（イ）の共同生活室は、医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第２１条第３号に規定する食堂とみなす。****（５）前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。****３　療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。****（１）療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。****（２）療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。****ア　ユニット****（ア）病室****ａ　一の病室の定員は、１人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができること。****ｂ　病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね１０人以下とし、１５人を超えないものとすること。****ｃ　一の病室の床面積等は、１０．６５平方メートル以上とすること。ただし、ａただし書の場合にあっては、２１．３平方メートル以上とすること。****ｄ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。****（イ）共同生活室****ａ　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。****ｂ　一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。****ｃ　必要な設備及び備品を備えること。****（ウ）洗面設備****ａ　病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。****ｂ　身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。****（エ）便所****ａ　病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。****ｂ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。****イ　廊下幅****１．８メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、２．７メートル以上とすること。****ウ　機能訓練室****機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。****エ　浴室****身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。****（３）前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。****（４）第２号ア（イ）の共同生活室は、医療法施行規則第２１条の４において準用する同令第２１条第３号に規定する食堂とみなす。****（５）前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。****４　介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。****５**　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（千葉市指定居宅サービス等条例第２０６条第１項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（千葉市指定居宅サービス等条例第２０４条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。第１９５条において同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、千葉市指定居宅サービス等条例**第２０６条第１項から第４項までに規定する設備**に関する基準を満たすことをもって、**前各項**に規定する基準を満たしているものとみなす。第１９２条～第１９３条（略）（勤務体制の確保等）第１９４条（略）２～４（略）**５**　**ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。****６**（略）第１９５条～第２０２条　（略）第１１章　介護予防特定施設入居者生活介護第１節　基本方針　（略）第２節　人員に関する基準（従業員の員数）第２０３条　（略）２～８　（略）**９　次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第１項第２号ア及び第２項第２号アの規定の適用については、これらの規定中「１以上」とあるのは、「０．９以上」とする。****（１）第２１７条において準用する第１４０条の２に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。****ア　利用者の安全及びケアの質の確保****イ　介護予防特定施設従業者の負担軽減　及び勤務状況への配慮****ウ　緊急時の体制整備****エ　業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検****オ　介護予防特定施設従業者に対する研****修****（２）介護機器を複数種類活用していること。****（３）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。****（４）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。**（管理者）第２０４条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。第３節　設備に関する基準（略）第４節　運営に関する基準第２０６条～第２１０条　（略）**（口腔衛生の管理）****第２１０条の２**　**指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。**第２１１～２１３条　（略）（協力医療機関等）第２１４条　（略）**２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。****（１）利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。****（２）当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。****３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。****４　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。****５　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。****６　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。****７**（略）第２１５条（略）（記録の整備）第２１６条（略）２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。（１）（略）（２）第２０９条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録（３）第２１１条第２項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（４）第２１３条第３項**の規定による**結果等の記録（５）次条において準用する第５１条の３**の規定による**市町村への通知に係る記録（６）次条において準用する第５４条の８第２項**の規定による**苦情の内容等の記録（７）次条において準用する第５４条の１０第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（準用）第２１７条　第５０条の５、第５０条の６、第５１条の２から第５２条まで、第５４条の２の２、第５４条の４**から第５４条の８まで、第５４条の１０**から第５４条の１１まで、第１２０条の４**、第１３９条の２及び第１４０条の２**の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第５２条、第５４条の２の２第２項、**第５４条の４第１項並びに**第５４条の１０の２第１号及び第３号　　中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、**第５４条の４第１項**中「第５４条」とあるのは「第２１２条」と、第１３９条の２第２項第１号及び第３号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。第５節　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準第１款（略）第２款　人員に関する基準（管理者）第２２８条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。第３款（略）第４款　運営に関する基準第２３０～２３２条　（略）（記録の整備）第２３３条　（略）２　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。（１）（略）（２）第２３５条第２項**の規定による**受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録（３）前条第８項**の規定による**結果等の記録（４）次条において準用する第５１条の３**の規定による**市町村への通知に係る記録（５）次条において準用する第５４条の８第２項**の規定による**苦情の内容等の記録（６）次条において準用する第５４条の１０第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（７）次条において準用する第２０９条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録（８）次条において準用する第２１１条第２項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（９）次条において準用する第２１３条第３項**の規定による**結果等の記録（準用）第２３４条　第５０条の５、第５０条の６、第５１条の２から第５３条まで、第５４条の２の２、第５４条の４から**第５４条の８まで、第５４条の１０から**第５４条の１１まで、第１２０条の４、第１３９条の２、第２０７条、第２０９条**、第２１０条、第２１１条**及び第２１３条から第２１５条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第５２条、第５４条の２の２第２項並びに第５４条の１０の２第１号及び第３号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第５４条の４第１項中「第５４条」とあるのは「第２３１条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第５４条の６中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第１３９条の２第２項第１号及び第３号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第２０９条第２項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第２１３条第１項から第３項までの規定中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。第５款（略）第１２章　介護予防福祉用具貸与第１節（略）第２節　人員に関する基準（福祉用具専門相談員の員数）第２３８条　指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令**（平成１０年政令第４１２号）**第４条第１項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、２以上とする。２（略）（管理者）第２３９条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。第２４０条　（略）第４節　運営に関する基準第２４１条～２４５条　（略）（掲示及び目録の備え付け）第２４６条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第２４２条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる**重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を**掲示しなければならない。２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、**重要事項**を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。**３**　**指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。****４**（略）（記録の整備）第２４７条（略）２（略）（１）次条において準用する第５０条の１３第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録**（２）第２５０条第９号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録****（３）**第２４５条第４項**の規定による**結果等の記録**（４）**次条において準用する第５１条の３**の規定による**市町村への通知に係る記録**（５）**次条において準用する第５４条の８第２項**の規定による**苦情の内容等の記録**（６）**次条において準用する第５４条の１０第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録**（７）**（略）第２４８条～第２４９条　（略）（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）第２５０条（略）（１）～（３）　（略）**（４）法第８条の２第１０項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第１１項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。****（５）**～**（７）**　（略）**（８）指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。****（９）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。****（10）**（略）（介護予防福祉用具貸与計画の作成）第２５１条　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間**、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期**等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第２６５条第１項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。２～４（略）５　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、**モニタリング**を行うものとする。**ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から６月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。**６～８（略）第６節（略）第１３章　特定介護予防福祉用具販売第１節（略）第２節　人員に関する基準第２５５条　（略）（管理者）第２５６条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。第３節（略）第４節　運営に関する基準第２５８条～第２６０条　（略）（記録の整備）第２６１条（略）２（略）（１）第２５８条**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録**（２）第２６４条第８号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録****（３）**次条において準用する第５１条の３**の規定による**市町村への通知に係る記録**（４）**次条において準用する第５４条の８第２項**の規定による**苦情の内容等の記録**（５）**次条において準用する第５４条の１０第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録**（６）**（略）第２６２条・第２６３条　（略）（指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針）第２６４条（略）（１）・（２）（略）**（３）対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。****（４）**・**（５）**（略）**（６）対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。****（７）指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。****（８）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。****（９）**（略）（特定介護予防福祉用具販売計画の作成）第２６５条（略）２～４（略）**５**　**福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。**　　　第１４章　雑則（電磁的記録等）第２６６条　指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第５０条の５第１項(第６２条、第７４条、第８４条、第９３条、第１２３条、第１４２条(第１５９条において準用する場合を含む。)、第１６４条の３、第１７１条、第１８１条(第１９６条において準用する場合を含む。)、第２１７条、第２３４条、第２４８条、第２５３条及び第２６２条において準用する場合を含む。)及び第２０９条第１項(第２３４条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。２（略）第２６７条（略） |
|  |  |

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。